埼玉県の土砂災害対策に関する有識者委員会 傍聴要領

- 1 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人の定員(5名程度)は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から行う。傍聴希望者は会場受付で住所及び氏名を記入すること。
- (2) 傍聴希望者が定員(5名程度)を超える場合には、先着順により傍聴人を決定する。 定員になり次第、受付を終了する。
- (3) 傍聴人は、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席すること。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ること。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2)のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4)会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6)その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

(1)委員長は、傍聴人が上記3のことに違反した場合は、これを退場させることができる。

5 会議の非公開の決定

(1)検討過程を公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合、その他委員長が必要と判断した場合には非公開とする。